労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、大阪労働局の関係労働者を代表する者梅津豊の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年２月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、大阪労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成27年３月10日

４　推薦書及び添付書類提出先　大阪労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年２月27日

関東運輸局長　又野　己知

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「241,700円」を「243,650円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「183,150円」を「185,050円」に、「173,700円」を「175,450円」に改める。

第５項(5)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

２．関東海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「238,300円」を「240,250円」に、「177,500円」を「179,000円」に改める。

第５項(5)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「183,800円」を「184,800円」に改める。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「183,000円」を「184,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成27年３月29日から効力を生ずる。

四国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年２月27日

四国運輸局長　澤山　健一

１．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「241,400円」を「243,350円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「182,850円」を「184,750円」に、「173,700円」を「175,450円」に改める。

第５項(5)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

２．四国海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「238,270円」を「239,280円」に、「170,100円」を「171,110円」に改める。

第５項(5)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

３．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「179,500円」を「180,000円」に改める。

４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「182,800円」を「184,550円」に、「169,100円」を「171,100円」に改める。

附　則

この公示は、平成27年３月29日から効力を生ずる。

国家試験

平成26年度１級及び２級管工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年２月27日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　平成26年度１級管工事施工管理技術検定合格者　平成26年度１級管工事施工管理技術検定に合格した者は、5,180名である。

２　平成26年度２級管工事施工管理技術検定合格者　平成26年度２級管工事施工管理技術検定に合格した者は、4,633名である。

３　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区二日町９－15　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２－１　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１－１－１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２－５－１　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課
・大阪市中央区大手前１－５－44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６－30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３－33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２－10－７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２－１－１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

４　合格証明書の交付申請

(1)　申請することのできる者一般財団法人全国建設研修センターの行う平成26年度１級又は２級管工事施工管理技術検定実地試験に合格した者

(2)　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）

(3)　申請の受付期間　平成27年２月27日（金）から平成27年３月13日（金）までとする。（受付期間締切日の消印有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）

(4)　申請書の郵送先　〒150－8681　渋谷郵便局留　日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）

(5)　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成27年３月下旬頃に合格証明書を交付する。